



写

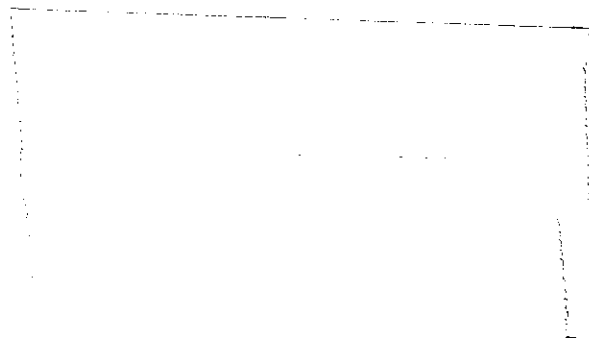
24消安第4464号  
平成25年3月1日

動物医薬品検査所長 殿

消費・安全局長

「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」の  
一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知したので、了知  
されたい。

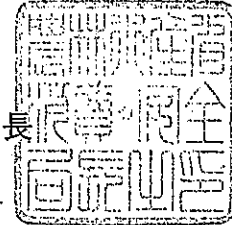




24消安第4464号  
平成25年3月1日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」の  
一部改正について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づく「動物用生物学的製剤基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）の規定に基づき、鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチンの製造用株を「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」（平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知）において、定めているところです。

今般、製造用株としての適性が確認された A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1) 株を同ワクチンの製造用株として加えるため、同通知の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

別紙

「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」(平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株)</p> <p><u>(1) H5亜型</u></p> <p><u>ア</u> A/Chicken/Mexico/232/94/CPA (H5N2)</p> <p><u>イ</u> A-H5N9 TW68 Bio</p> <p><u>ウ</u> A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1)</p> <p><u>エ</u> <u>A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1)</u></p> <p><u>(2) H7亜型</u></p> <p><u>ア</u> A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株)</p> <p><u>(1) A/Chicken/Mexico/232/94/CPA (H5N2)</u></p> <p><u>(2) A-H5N9 TW68 Bio</u></p> <p><u>(3) A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1)</u></p> <p><u>(4) A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7)</u></p>